

# 戸籍謄抄本等交付請求書(郵便請求)

申請日 令和 年 月 日

あなた(請求者)について (※本人を確認する書類の添付が必要です。例:運転免許証の写しなど)

住所	〒	昼間の 連絡先	必ずご記入下さい (自宅・勤務先・携帯) TEL ( )
(ふりがな) 氏名 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	必要な証明の 方から見た あなたの続柄	本人・夫・妻・子・父・母 その他 ( ) ※その他の場合、原則委任状が必要です。

※署名、または記名・押印ください。請求者が法人の場合は押印が必要です

## 戸籍関係の証明書が必要な場合、記入ください

ほんせき 本籍	※必要な戸籍関係の証明書がある本籍地を記入してください 宮城県登米市		ひとつしや 筆頭者	
戸籍関係の 証明書一 覧	こせきとうほん 戸籍謄本	通	こせきしょうほん 戸籍抄本	必要な方の氏名 ( ) 通
	じよせきとうほん 除籍謄本	通	じよせきしょうほん 除籍抄本	必要な方の氏名 ( ) 通
	(改製原戸籍謄本) はらこせきとうほん 原戸籍謄本	通	(改製原戸籍抄本) はらこせきしょうほん 原戸籍抄本	必要な方の氏名 ( ) 通
	ふひょうぜんぶ 附票全部 戸籍に載っている方 全員分	通	ふひょう いちぶ 附票の一部 一人分	必要な方の氏名 ( ) 通
	※開示する情報 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地 (チェックがない場合は印字されません)			
			どくしんしょうめいしょ 独身証明書	必要な方の氏名 ( ) 通 ※本人以外の方の申請は委任状が必要です
			みぶんしょうめいしょ 身分証明書	必要な方の氏名 ( ) 通 ※本人以外の方の申請は委任状が必要です

## ○必要な範囲について (誰のどのような証明書が必要か具体的にご記入下さい)

- 連続する戸籍を請求する場合：必要な方の氏名 ( )  
(出生・婚姻・転籍) から (現在・婚姻・転籍・死亡) までの戸籍 ( ) セット
- ( ) と ( ) の関係がわかる戸籍 ( ) 通
- ( ) の死亡の記載のある戸籍 ( ) 通
- 附票について ( ) の住所の記載があるもの ( ) 通
- その他 ( )

## 住民票が必要な場合、記入ください

住所	宮城県登米市		世帯主	
	じゅうみんひょうとうほん 住民票謄本	通	じゅうみんひょうしょうほん 住民票抄本 (住民票除票)	必要な方の氏名 ( ) 通
※開示する情報 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 住民票コード				

## 使用目的について (続柄をその他と記入された方は何のためにどこへ提出するかなど、具体的に記入してください)

- 戸籍の届出 扶養の申請 パスポート申請 免許取得・更新 相続・登記 裁判

※『郵便請求についての手続き説明』は次ページをご覧ください。

## 郵便請求についての手続き説明

1.の『交付請求書』の用紙は前ページです。

1. 郵便請求の用紙（**交付請求書**）にご記入下さい。
2. 請求者**本人を確認する書類**（**運転免許証の写しなど**）
3. 手数料は郵便局で**定額小為替**をご購入下さい。
4. **返信用封筒**に送り先を書き、切手を貼ったもの。
5. **必要な戸籍と請求者本人のつながりを示す書類**（必要な戸籍の構成員と請求者が一緒に掲載されている戸籍の写し等を添付していただきます。当市で確認できる場合は不要です。）

1～5を封筒に入れて  
お送り下さい。

※ 郵便は届いてから処理します。発送は郵便事情により遅れる場合がありますので、ご考慮下さい。

なお、『定額小為替』購入してから6ヶ月以内のものをお願いします。記名押印等は不要です。

※ 返信用封筒に入れてお送りしますが、**送付先は「住民登録をしている現住所」となりますので、『本人確認書類』については、「現住所」が記載されているもの**をお願いします。

※ また、添付していただいた**『本人確認書類』の住所**と**返信用封筒の送付先**が**相違**している場合、**「現住所」が確認できる書類**をさらに添付していただく場合もありますので、ご了承ください。

## 本人を確認する書類について(現住所の記載のあるもの)

上記2.の書類は下記のとおりです。

### 本人確認書類（1号書類）

●運転免許証●マイナンバーカード（写真付）●船員手帳●海技免状●小型船舶操縦免許証●猟銃・空気銃所持許可証●戦傷病者手帳●宅地建物取引主任者証●電気工事士免状●無線従事者免許証●認定電気工事従事者認定証●特殊電気工事資格者認定証●耐空検査員の証●航空従事者技能証明書●運航管理者技能検定合格証明書●動力車操縦者運転免許証●教習資格認定証●警備業法第23条第4項に規定する合格証明書●身体障害者手帳●療育手帳●在留カード●特別永住者証明書●写真付き公務員の身分証●運転経歴証明書●旅券●住民基本台帳カード（写真付）

本人確認書類（2号書類）…上記「1号書類」が無い場合2点以上の添付が必要です

●国民健康保険被保険者証●健康保険被保険者証●船員保険被保険者証●介護保険被保険者証●共済組合員証●国民年金手帳●国民年金証書●厚生年金保険年金証書●船員保険年金証書●共済年金証書●恩給証書●押印した印鑑に係る印鑑登録証明書●省令第11条の2第1号に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証類●生活保護受給者証●納税証明書又は非課税証明書（発行後1年以内のものに限る。）●源泉徴収書（発行後1年以内のものに限る。）●後期高齢者医療費受給者証

## 手数料（1通あたり）

戸籍謄本・戸籍抄本	450円	戸籍の附票一部	300円	住民票抄本・除票 (一人分)	300円
除籍謄本・除籍抄本	750円	戸籍の附票全部	300円	住民票謄本（世帯全員）	300円
改製原戸籍謄本・抄本	750円	身分証明書	300円	独身証明書	300円

※「〇〇の出生から死亡までの戸籍」などの請求の場合、除籍謄本や改製原戸籍謄本などを数種類組み合わせることによる証明となります。あらかじめ手数料を多めに（1セットあたりおおよそ3,000円）入れていただくか、手数料の不足分を後日追加でお送りいただく場合があります。余りました手数料は返金いたします。

## 郵便請求を受付するところ

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地

登米市市民生活部 市民生活課戸籍係

TEL 0220-58-2118

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地  
登米市市民生活部 市民生活課戸籍係

※切り取って、封筒ラベルとしてお使いください。